

静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部における公正な研究活動の推進に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 86 号

改正 平成 28 年 10 月 1 日、平成 30 年 4 月 1 日、

令和 3 年 6 月 7 日、令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）の研究者等の公正な研究活動を推進するとともに、研究活動上の不正行為が行われた場合、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「研究者等」とは、静岡県公立大学法人職員就業規則（平成 19 年 4 月 1 日 規則第 16 号）第 2 条に規定する職員、教員及び役員並びに本学の学生その他の本学において研究活動に携わる全ての者をいう。

2 この規程において「研究不正」とは、研究上の不正行為であり、研究の提案、実行、見直し又は結果報告における、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

- (1) 捏造 (fabrication) : 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん (falsification) : 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 (plagiarism) : 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 : 同一内容の論文を、重複して投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership
- (6) その他研究活動における不正とみなされる行為

3 この規程において「特定不正行為」とは、前項第 1 号から第 3 号までに規定する行為をいう。

(研究者等の行動規準)

第 3 条 研究者等は、静岡県立大学教職員行動規範（平成 19 年 7 月 26 日施行）のもと、次の各号に掲げる内容を行動規準として研究活動を行わなければならない。

- (1) 研究不正を行わないこと。
- (2) 研究不正に荷担しないこと。
- (3) 指導する者に対しても研究不正をさせないこと。
- (4) 関係する法規等及び学内規程等に従うこと。

(研究を指導する研究者等の責務)

第 4 条 公正な研究活動を推進し、かつ、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、研究を指導する研究者等は次に掲げる事項を職務上の責務とする。

- (1) 研究レポート、各種計測データ、実験手続きなどに関し、適宜確認すること。
- (2) 実験ノートなどは個人の私的記録ではなく、各研究者等が適切に管理するものであって、その記載及び管理の方法に関し指導を徹底すること。
- (3) 論文を共同で発表するときには、自らの関与の有無に関わらず、研究のすべての側面について責任があることを、責任著者等すべての共著者との間で同意すること。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、本学を統括し、公正な研究活動の推進等について最終責任を負う者をいい、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動の推進等について本学を統括する者をいい、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究不正の事案が統括管理責任者に係るものである場合は、最高管理責任者は、別の者を統括管理責任者として指名し、その事案に当たらせるものとする。

(部局長の責務)

第7条 部局長（研究を目的とする大学に付属するセンターの長を含む。）は、当該部局において、公正な研究活動の推進及び不正行為を抑止する環境の整備に努めなければならない。

- 2 部局長は、当該部局における研究倫理教育責任者を兼務し、当該部局に所属する研究者等に対して、次条に規定する研究倫理教育を実施する。

(研究倫理教育)

第8条 研究者等（本学の学生を除く。）は、研究倫理教育を受講しなければならない。

- 2 研究倫理教育の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(研究公正委員会)

第9条 研究者等の公正な研究活動の推進等に関する次の各号に掲げる業務を行うため、統括管理責任者の下に研究公正委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 公正な研究活動の推進等に関する方策の策定及びその改善に関すること。
- (2) 研究活動上の不正行為の発生要因に対する改善策を講じること。
- (3) その他公正な研究活動の推進等に関し必要なこと。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する教員 9名
- (3) 事務局長
- (4) 学外有識者 若干名
- (5) その他委員会が必要と認めた者

- 3 委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充て、副委員長は前項第2号から第5号までの委員のうちから委員長が指名する。

- 4 第2項に規定する委員は、最高管理責任者である学長が委嘱する。
- 5 第2項に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の委員は、再任を妨げない。

(告発及び相談の窓口)

第10条 研究不正に関する告発及び相談（以下「告発等」という。）に対応するための「研究不正告発等対応窓口」（以下「受付窓口」という。）を、次の各号に掲げる部署に設置する。

- (1) 事務局教育研究推進部地域・産学連携推進室
 - (2) 短期大学部事務部総務室
- 2 研究不正に関する告発等の方法は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談によるものとし、連絡先を本学ホームページに掲載する。
 - 3 研究不正に関する告発等は、原則として顕名により行われ、研究不正を行ったとする研究者名・グループ、研究不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。ただし、匿名による告発等があった場合においても、その内容によっては、顕名による告発等に準じた取扱いとする。
 - 4 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、研究不正の疑いが指摘された場合は、研究不正の告発等を受けた者（以下「被告発者」という。）の氏名、研究不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の申立てに準じて取り扱うことができるものとする。
 - 5 受付窓口は、受け付けた事案を、速やかに委員長に移送するとともに、委員長は、最高管理責任者に報告するものとする。

(研究不正に係る事実関係の説明責任)

第11条 被告発者は、本学に対し、事実関係を誠実に説明する責任を負う。

(秘密保持)

第12条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、本学の職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 受付窓口は、研究不正に関する告発等を受け付ける場合、告発者（相談者を含む。以下この条において同じ。）が特定されないよう、個室で面談を実施し、又は担当職員以外が電話又は電子メールなどを見聞きできないようにするなど、秘密を守るため適切な措置を講じなければならない。
- 3 受付窓口、委員長及び第16条に規定する本調査委員会の構成員をはじめ窓口に寄せられた研究不正に関する告発等を知る立場にある者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで秘密保持を徹底しなければならない。
- 4 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

(告発者等の保護)

第 13 条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えること及び被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由に、告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 この規程に定める業務に携わるすべての者は、相当な理由がある場合を除き、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止する等の不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査の実施)

第 14 条 委員長は、第 10 条に規定する告発等を受けた場合は、速やかに委員長及び最も関連する部局の長並びに委員長が必要と認めた者による予備調査を行う。

- 2 委員長は、研究不正の疑義が生じている研究分野における本学の専門家らの協力を得て、前項による調査を実施する。
- 3 委員長は、告発等を受け付けてからおおむね 30 日以内に予備調査の結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項に規定する報告を受けた日からおおむね 10 日以内に本調査の可否を決定する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合は、告発者にその旨を理由とともに通知し、予備調査に係る資料等を保存する。

(本調査の実施)

第 15 条 最高管理責任者は、予備調査の結果、本調査を行うべきものと判断した場合は、本調査の開始を決定する。ただし、被告発者が他機関にも所属する場合は、他機関との調整により開始を決定する。

- 2 本調査の実施を決定した場合は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。被告発者が他機関に所属する場合は、その所属機関にも通知する。
- 3 本調査を実施する際は、文部科学省にその旨を報告するとともに、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関（以下「配分機関」という。）に対し、その旨を報告する。
- 4 本調査は、本調査の実施の決定後、おおむね 30 日以内に開始する。

(本調査委員会の設置)

第 16 条 最高管理責任者が本調査の実施を決定した場合、速やかに本調査委員会を設置する。この本調査委員会は本調査に加え、第 23 条に規定する不服申立ての審査及び再調査を行う。

- 2 本調査委員会は、調査委員の半数以上が本学に属さない外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と利害関係を有しない者でなければならない。

3 本調査委員会を設置した場合は、調査委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に通知する。なお、調査委員の構成について、告発者及び被告発者は、通知を受け取った日から起算して 10 日以内に異議申立てをすることができる。

4 前 3 項の規定は、被告発者が他機関にも所属する場合は、他機関との調整の上、適用する。

(調査時の措置)

第 17 条 最高管理責任者は、調査に必要と認めるときは次の各号に掲げる資料の保全等のために、関係部署などに対し、必要な措置を要請することができる。

- (1) 被告発者の当該調査に係る利害関係者との接触禁止
- (2) 被告発者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に関する機器・資料等の保全
- (3) 調査に係る物品の確保
- (4) その他必要な措置

(被告発者以外の研究者等の研究遂行手段の確保)

第 18 条 最高管理責任者は、被告発者以外の研究者等の研究遂行手段を確保するために、関係部署などに必要な措置を要請する。また、閉鎖研究室において試料などの保全を必要とする場合も同様とする。

(被告発者からの弁明の聴取)

第 19 条 本調査委員会は、被告発者が意見を述べる機会を与える。

(認定)

第 20 条 本調査委員会は、研究不正が行われたか否か、研究不正が認定された場合はその内容、研究不正に関与した者とその関与の度合い、研究不正と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、認定するものとする。なお、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を被告発者が示せないときは、不正行為と認定する。

2 本調査委員会は、本調査の開始後 150 日以内（ただし、他機関との調整が必要なものに関しては、この限りではない。）に前項に規定する事項をまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第 21 条 最高管理責任者は、調査結果を告発者及び被告発者に開示するものとする。なお、被告発者が他機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

2 最高管理責任者は、研究不正を認定した場合、調査結果を、文部科学省及び配分機関に報告する。

(不服申立)

第 22 条 被告発者は、通知された本調査の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して 10 日以内に、最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。ただ

し、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項に定める不服申立てを受け付けた場合、その旨を告発者に通知するとともに、文部科学省及び配分機関に報告する。なお、不服申立てを棄却（不服申立ては適切にされたが、審査の結果、不服申立ての理由がない場合）及び認容（再調査開始の決定）したときも同様とする。

（再調査）

第 23 条 最高管理責任者は、不服申立てを受け付けた場合、本調査委員会に不服申立ての審査を命ずる。

- 2 本調査委員会は、認容した場合、30 日以内に再調査を開始する。
- 3 本調査委員会は、再調査開始後、50 日以内に再調査の結果をとりまとめ、最高管理責任者に報告する。
- 4 最高管理責任者は、再調査結果を被告発者に通知するとともに、文部科学省及び配分機関に報告する。

（研究不正の認定を受けた者に対する措置）

第 24 条 最高管理責任者は、本調査委員会の調査結果を教育研究審議会に諮り、その議を経て、研究不正の認定を受けた者に対し人事管理上必要な手続きを講ずる。

（調査結果の公表）

第 25 条 最高管理責任者は、本調査委員会が特定不正行為の事実を認定したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 研究不正を行った研究者等の氏名及び所属
 - (2) 研究不正として認定された内容
 - (3) 本調査委員会の委員の氏名及び所属
 - (4) 本調査委員会の調査内容
- 2 最高管理責任者は、特定不正行為の事実がないと認めたとき、原則として調査結果を公表しないものとする。

（研究室主任教員らへの対応）

第 26 条 当該不正認定者に関係する研究室の主任教員らに管理責任があると認められるときは、必要な措置を講じる。

（研究不正が認定されなかった場合の対応措置）

第 27 条 最高管理責任者は、本調査委員会が被告発者に研究不正の事実はないと認めたときは、関係部署などに次の各号に掲げる必要な措置を要請する。

- (1) 研究不正に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
- (2) 全ての調査関係者へ被告発者の発表論文などが適正であることの通知
- (3) 被告発者の不利益発生防止策の実施並びに名誉回復にかかる措置（必要に応じて公表も含む。）
- (4) 被告発者への精神面も含めた支援の実施
- (5) その他必要な措置

(活動支援)

第 28 条 本学は、被告発者以外の研究者等について、調査開始後、速やかに精神面も含めて可能な限りの支援を行う。

(調査協力者らに不利益をもたらす行為などの阻止)

第 29 条 本学は、研究不正の対応及び措置に関し、調査協力者らが不利益を受けることのないよう十分に配慮する。

(研究妨害)

第 30 条 本学は、予備調査結果を含め、調査結果において十分な根拠がなく、告発者に悪意があったとき、それを研究妨害とみなし、当該行為者に対し、人事管理上必要な手続きを講ずるほか、民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(協力義務)

第 31 条 本学関係者らは、研究不正の調査等について協力しなければならない。

(雑則)

第 32 条 この規程の適用に関し必要な事項は、最高管理責任者である学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。